

草の根技術協力事業 業務委託契約書様式  
2018年9月における主な改訂点について

1. 契約書

- (1) 草の根技術協力事業の契約事務の JICA 本部移管に伴い、冒頭および署名欄において、本部契約の場合の記載ぶりについて追記しました。
- (2) 第 4 条として、本契約の対象業務が、全体の契約期間のうち第何年次に係る業務であることを明記することとしました。

2. 約款

- (1) 第 4 条「監督職員」について、市民参加事業である草の根技術協力事業の特性を踏まえ、JICA 在外拠点の関与の在り方を整理し、監督職員および分任監督職員の業務分担について明記しました。
- (2) 第 13 条「支払」について、受託者への既払額が精算額を超えた場合の差額の返還請求権について明記しました。
- (3) 第 19 条「委託者の解除権」第 1 条について、第 4 号「競争参加資格停止等の措置を受けたとき」を削除しました。また、第 5 項（現第 4 項）に「又は委託者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき」を追記しました。
- (4) 第 19 条「委託者の解除権」第 3 条及び第 4 条について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正に伴い、支払遅延に対する遅延利息の率を 2.8 パーセントから 2.7 パーセントに修正しました。
- (5) 第 23 条を「調査・措置」条項として整理し、不正行為に限らず、解除事由該当の疑いがあるときは、第 23 条に基づいて調査指示ができる旨を定めました。
- (6) 第 27 条「個人情報保護」を追加し、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、受託者による保有個人情報の取扱いについての規定を設けました。

以上